

「はままつ太陽光発電クラブ」入会申込書

私は、浜松市が実施する「浜松市内の家庭における太陽光発電設備の導入によるCO₂削減プロジェクト（以下「本事業」という。）」の趣旨に賛同し、J-クレジット制度に則った温室効果ガス排出削減量の認証及び浜松市の行う温暖化防止の取り組みに協力するため、「はままつ太陽光発電クラブ運営規約」及び以下の事項に同意し、浜松市が運営する「はままつ太陽光発電クラブ」への入会を申し込みます。

【必要事項記入欄】

令和8年〇月〇日申込

フリガナ	ハママツ タロウ	
氏名	浜松 太郎	
住所	〒430-0000 浜松市中央区〇〇町100番2号	
電話番号	090-1234-56●●	
FAX番号		
電子メール	taro.hamamatsu@city.jp	
確認事項 ※確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします	1. J-クレジット制度の各種申請及び本事業により創出されたJ-クレジットの利用方法について、浜松市に一任することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
	2. 本事業によって生み出される環境価値(=CO ₂ 排出削減効果)は「はままつ太陽光発電クラブ」の運営・管理者である浜松市に帰属し、グリーン電力証書等、他の環境価値の認証制度に活用できません。また、J-クレジット制度における他の事業への登録もできません。	<input checked="" type="checkbox"/>
	3. 本事業の実施に際し、補助金申請書類に記載された個人情報と浜松市が利用することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
	4. エネファーム(家庭用燃料電池システム)またはエコウィル(家庭用ガス発電コージェネレーションシステム)等の自家発電システムを設置していません。	<input checked="" type="checkbox"/>
	5. 当該太陽光発電設備は、建築基準法及び電気事業法に準じて施工されました。	<input checked="" type="checkbox"/>
	6. 太陽光発電設備によって発電した電力のうち、自家消費電力を引いた余剰分を売電する予定です。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

もれなく
記入してください

はままつ太陽光発電クラブ入会に当たっての留意事項

- 会費等は無料です。
- クレジット創出のために、会員の中から無作為に抽出した方々に、年1回のアンケート調査(発電量等の確認)にご協力をいただきます。
- 本事業で創出した環境価値(CO₂排出削減効果)は浜松市に譲与いただき、市有施設から排出されるCO₂を相殺するなど、地球温暖化対策の推進のために活用させていただきます。会員に対して、還元金や返礼品等はございません。

※確認事項の解説

確認事項 1

J-クレジット制度の各種申請及び本事業により創出された J-クレジットの利用方法について、浜松市に一任することに同意します。

(解説) 各家庭で創出した CO₂排出削減効果について、浜松市が年 1 回実施するモニタリング調査により取りまとめ、国の J-クレジット制度事務局へクレジット化の申請を行います。また、認証された J-クレジットは、市有施設の運営に伴って排出される CO₂の相殺に活用します。

確認事項 2

本事業によって生み出される環境価値(=CO₂排出削減効果)は「はままつ太陽光発電クラブ」の運営・管理者である浜松市に帰属し、グリーン電力証書等、他の環境価値の認証制度に活用できません。また、J-クレジット制度における他の事業への登録もできません。

(解説) グリーン電力証書とは J-クレジット制度同様に環境価値を認証する制度のことです。同じ特徴を持つ認証制度等に本事業との 2 重登録はできません。
また、国や県、企業、団体等が運営している J-クレジット創出プロジェクトへ既に参加している方は入会できません。特に環境省の ZEH 補助金を受けた方は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ入会している場合がございます。
不明な場合は、太陽光発電設備の設置工事を発注した事業者へご確認ください。

確認事項 4

エネファーム(家庭用燃料電池システム)またはエコウィル(家庭用ガス発電給湯発電システム)等の自家発電システムを設置していません。

(解説) 太陽光発電設備以外に発電機能のあるエネファーム等の設備が設置されていると、太陽光発電設備により発電された電気の使用量を計算することができないため、入会できません。

確認事項 5

当該太陽光発電設備は、建築基準法及び電気事業法に準じて施工されました。

(解説) 戸建て住宅の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、建築基準法による構造耐力、防火性、耐久性、安全性などの基準を満たす必要があり、電気事業法においても、技術基準に適合する必要があるため、電気工事士等の有資格者による設置が必要となります。

確認事項 6

今後、当該太陽光発電設備によって発電した電気の余剰分を売電する予定です。

(解説) CO₂排出削減効果は太陽光発電設備で発電した電気を自宅で消費することで創出されます。
そのため、発電した電気のうち、家庭で使わなかった分を売電(余剰売電)する場合、発電量から売電量を差し引く作業が必要となるため、会員毎にあらかじめ確認しております。